

後期高齢者医療保険料の納付通知について

後期高齢者医療保険料の均等割額軽減の基準が変更されました

令和4年度	
軽減割合	世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合計が下記の金額以下の世帯
7割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 285,000円 × (被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 520,000円 × (被保険者数)



令和5年度	
軽減割合	世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合計が下記の金額以下の世帯
7割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 290,000円 × (被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 535,000円 × (被保険者数)

均等割軽減の基準の見直しについて

1. 【均等割軽減の基準】の変更点

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます。令和5年度の均等割額軽減の基準が表のとおり変更されました。

令和5年度保険料額決定通知書を7月下旬に送付しますので、保険料額と納付方法をご確認ください。

納付書で納付する場合は、納入通知書(納付書)を送付します。

2. 令和5年度保険料(年額)の算出方法

一人当たりの年間保険料(限度額66万円) ÷ 均等割額 + 所得割額(賦課のもととなる所得金額 × 所得割合)

※一人当たり年間保険料は、100円未満を切り捨てます。

※保険料は年度(4月から翌年3月までの12カ月)で計算され、年度の途中で加入された場合は加入された月から計算されます。

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額など(雑所得、事業所得、給与所得等の総所得金額と分離課税の株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得、山林所得等の合計額)から、地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額2400万円以下の場合43万円)を控除した金額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

※遺族・障害年金などは除く

※分離課税の所得がマイナスの場合は0円として合算します。

☎ 086-245-0090

岡山県後期高齢者医療広域連合
税務課

国民健康保険税の算定方法の一部変更について

①国民健康保険税の賦課上限額の引き上げ 税務課 ☎0869-22-1114

国の法令改正により、令和5年度から国民健康保険税の賦課限度額(課税上限額)を表のとおり引き上げます。

国民健康保険税の賦課限度額(課税上限額)

区分	現行	改正後
医療分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	102万円	104万円

②5割軽減と2割軽減の対象基準を拡大

前年中の所得が一定の基準額以下の世帯に対して、国民健康保険税の平等割と均等割を軽減する制度があります。軽減割合の種類は7割・5割・2割で、4月1日の世帯の被保険者数と、前年所得で軽減割合を判定します。

国の法令改正により、令和5年度から国民健康保険税軽減の基準額が改定され、5割軽減と2割軽減の対象世帯が表のとおり拡大しています。ただし、7割軽減の対象基準は変更ありません。

軽減割合	令和4年度までの基準額	令和5年度からの基準額
5割軽減	43万円 + 28.5万円 × 被保険者数	43万円 + 29万円 × 被保険者数
2割軽減	43万円 + 52万円 × 被保険者数	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数

後期高齢者医療被保険者証の交付について

問 申国保年金医療給付課 0869-22-3958

問 申税務課(所得の申告先) 0869-22-1114

被保険者証の更新

現在お持ちの後期高齢者被保険者証(被保険者証)、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の有効期限は、令和5年7月31日までです。

【被保険者証の更新】

7月下旬に新しい被保険者証を特定記録で送付します。8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を窓口で提示してください。

【一部負担金の割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。所得区分は前年(令和4年中)の所得により毎年判定するため、割合が変更になる場合があります。

所得区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般Ⅱ	2割
一般Ⅰ 低所得者Ⅱ 低所得者Ⅰ	1割

交通事故にあったとき

交通事故など第三者から傷害を受けた場合は、加害者が医療費を全額負担することが原則です。

ただし、やむを得ず被保険者証を提示して医療機関などを受診する場合は、自己負担の有無にかかわらず、届出が必要です。

限度額適用認定証の更新

一部負担金の割合が3割の人で、課税所得145万円以上690万円未満の被保険者および同世帯の被保険者は、申請により後期高齢者医療限度額適用認定証(限度額認定証)を交付します。医療機関などを受診する際には、限度額認定証を提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。

現在、限度額認定証を持っている人で引き続き該当する場合は、新しい限度額認定証を被保険者証に同封し郵送しますので、申請の手続きは必要ありません。

ただし、次に該当する人はご注意ください。

▶世帯内の被保険者に所得の未申告者がいる人

世帯に前年の所得を申告していない被保険者がいる場合、新しい限度額認定証は郵送しません。所得がない場合でも「なし」の申告が必要となりますので、税務課で申告をしてください。

